



平成 28 年 3 月 24 日

各 位

株 式 会 社 光 彩 工 芸
代 表 取 締 役 社 長 深 沢 栄 二
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 8 7 8)

問 合 せ 先

社 長 室 長

吉 田 貴

TEL 0551-28-4181

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 49 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事の詳細につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社へ移行する目的

(1) 移行の目的

- ・ 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監査機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものです。
- ・ 取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 49 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 平成 26 年 6 月 27 日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことにより、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。

つきましては、当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監査機能を強化することによって、コーポレート・ガバナンスをより充実させると共に経営の効率化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規程の新設ならびに監

査役及び監査役会に関する規程の削除等の定款の変更を行うものであります。

- ② 改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、当該定款の変更にかかる議案を本総会に提出することにつき、各監査役の同意を得ております。
- ③ 監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役以外の取締役の任期が1年となることに伴い、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条(自己株式の取得)を削除するものであります。
- ④ その他、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年4月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年4月26日(予定)

以 上

<別紙>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(自己の株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第 7 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使できない。</u>	(単元未満株式についての権利) 第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、 <u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
(株主名簿管理人) 第 9 条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、 <u>株式の交付</u> 、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第 8 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規程) 第 10 条 当社の <u>株券の種類並びに株式の名義書換、株券の交付</u> 、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 9 条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。
第 11 条～第 17 条 (条文省略)	第 10 条～第 16 条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。	(取締役の員数) 第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の選任) 第 18 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株</u>

<p>2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第21条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の規定による取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会) 第24条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p>	<p>主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第20条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の規定による取締役（<u>取締役であった者を含む。</u>）の損害賠償責任を、<u>法令の定める限度額の範囲</u>において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会) 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前2項の定めにかかわらず、監査等</u></p>
---	---

<p>(取締役会の招集通知) <u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議等) <u>第26条</u> (条文省略) 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置) <u>第29条</u> 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の数) <u>第30条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p><u>委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議等) <u>第25条</u> (現行どおり) 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) <u>第26条</u> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p>(監査役の選任)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、監査等委員会を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第30条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第31条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</p>
<p><u>第38条～第40条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第34条～第36条</u> (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第41条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p><u>第42条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第38条</u> (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の期末配当)</p> <p><u>第43条</u> 剰余金の期末配当は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第40条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p>

<p>(<u>剰余金の配当金の除斥期間等</u>)</p> <p><u>第45条</u> 剰余金の<u>期末配当金及び中間配当金</u>が、その支払開始の日より満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には、利息を付けない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(<u>配当金の除斥期間等</u>)</p> <p><u>第41条</u> 配当金が、その支払開始の日より満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には、利息を付けない。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第49回定時株主総会終結前の行為に関する監査役であった者の会社法第423条第1項の責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は2026年4月26日をもって削除する。</u></p>
--	---